

建築物エネルギー消費性能適合性判定・仕様基準による適合確認（新規申請）

（単位：円）

申請対象		面積区分[m ²]	仕様基準確認	適合性判定				
				仕様基準 (複合建築物のみ)	標準入力法	仕様・計算 併用法	標準入力法	モデル建物法
住宅	戸建	0	0		6,000	6,000		
		～ 200 未満	8,000		45,000	33,000		
		200 ～	10,000		50,000	37,000		
	共同住宅等	0	0	6,000	6,000	6,000		
		～ 300 未満	21,000	43,000	90,000	67,000		
		300 ～ 2,000 未満	35,000	75,000	151,000	113,000		
		2,000 ～ 5,000 未満	56,000	136,000	258,000	196,000		
		5,000 ～	77,000	205,000	371,000	287,000		
非住宅	0					12,000	12,000	
	～ 300 未満					300,000	114,000	
	300 ～ 1,000 未満					376,000	146,000	
	1,000 ～ 2,000 未満					485,000	192,000	
	2,000 ～ 5,000 未満					693,000	311,000	
	5,000 ～ 10,000 未満					854,000	407,000	
	10,000 ～ 25,000 未満					1,009,000	489,000	
	25,000 ～					1,151,000	574,000	
複合建築物		住宅部分と非住宅部分の面積それぞれの区分の合計額						

建築物エネルギー消費性能適合性判定・仕様基準の変更（計画変更、軽微変更該当証明申請）

（単位：円）

申請対象		面積区分[m ²]	仕様基準確認	適合性判定			
				仕様基準 (複合建築物のみ)	標準入力法	仕様・計算 併用法	標準入力法
住宅	戸建	0	0		3,000	3,000	
		～ 200 未満	8,000		22,500	16,500	
		200 ～	10,000		25,000	18,500	
	共同住宅等	0	0	3,000	3,000	3,000	
		～ 300 未満	21,000	21,500	45,000	33,500	
		300 ～ 2,000 未満	35,000	37,500	75,500	56,500	
		2,000 ～ 5,000 未満	56,000	68,000	129,000	98,000	
		5,000 ～	77,000	102,500	185,500	143,500	
非住宅	0					6,000	6,000
	～ 300 未満					150,000	57,000
	300 ～ 1,000 未満					188,000	73,000
	1,000 ～ 2,000 未満					242,500	96,000
	2,000 ～ 5,000 未満					346,500	155,500
	5,000 ～ 10,000 未満					427,000	203,500
	10,000 ～ 25,000 未満					504,500	244,500
	25,000 ～					575,500	287,000
複合建築物		住宅部分と非住宅部分の面積それぞれの区分の金額の合計					

※破線部は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に規定する特定建築行為に係る部分の工事の計画に係る確認の申請又は通知に対する審査。

※適合性判定における仕様基準は複合建築物全体を対象とする場合の住宅部分に適用可能。

※面積区分において参照する面積は、評価を行う部分の面積とし、次に掲げる用途に供する部分を除外した面積とする。

■非住宅：工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、倉庫における冷凍室・冷蔵室・定温室、データセンタにおける電算室、大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

■住宅：共同住宅において一部の住戸に係る評価書等の写しを計画書に添付する部分。

※仕様基準の変更においては当該変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積とする。)の区分に応じ、それぞれに定める金額。

※共同住宅等・非住宅の適合性判定の変更においては変更に係る部分の対象面積(対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。)の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額。